

博物館の登録等に関する規則

○博物館の登録等に関する規則

昭和27年6月10日

島根県教育委員会規則第6号

改正 昭和47年1月18日教委規則第1号
令和3年11月19日教委規則第24号
令和5年3月31日教委規則第16号

博物館の登録に関する規則をここに公布する。

博物館の登録に関する規則

(登録申請書)

第1条 博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)第12条第1項の登録申請書は、博物館登録申請書(第1号様式)とする

(登録の審査)

第2条 法第13条第1項第3号から第5号までに規定する島根県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の定める基準は、同条第2項に規定する文部科学省令の定めるところによる。

(博物館登録原簿)

第3条 法第14条第1項の博物館登録原簿は、第2号様式とする。

(変更の届出)

第4条 法第15条第1項の規定による変更の届出は、博物館登録申請書変更届(第3号様式)によらなければならない。

(運営状況の報告)

第5条 法第16条の規定による報告は、博物館運営状況報告書(第4号様式)によらなければならない。
2 法第12条第2項に規定する添付書類の記載事項について重要な変更があったときは、前項の博物館運営状況報告書にその旨を記載しなければならない。

(博物館の廃止)

第6条 法第20条第1項の規定による博物館の廃止の届出は、その事由の生じた日から20日以内に、博物館廃止届(第5号様式)により行わなければならない。

(登録等の公表)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨をインターネットの利用及び島根県報に登載する方法により公表するものとする。

(1) 法第14条の規定による登録をしたとき。

- (2) 法第 15 条第 2 項の規定による変更登録をしたとき。
- (3) 法第 19 条第 1 項の規定による登録の取消しをしたとき。
- (4) 法第 20 条第 2 項の規定による登録の抹消をしたとき。
- (5) 法第 31 条第 1 項の規定による指定又は同条第 2 項の規定による指定の取消しをしたとき。

(博物館に相当する施設の指定の審査)

第 8 条 博物館法施行規則（昭和 30 年文部省令第 24 号）第 24 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに規定する教育委員会の定める基準は、同令第 19 条から第 21 条までに定めるところによる。

附 則 〔略〕

第 1 号様式 〔別紙〕

第 2 号様式 〔略〕

第 3 号様式 〔別紙〕

第 4 号様式 〔別紙〕

第 5 号様式 〔別紙〕